

公立病院改革プランの概要

団 体 名		北海道士別市								
プ ラ ン の 名 称		士別市立病院改革プラン								
策 定 日		平成 20年 11月 30日				(平成23年3月変更)				
対 象 期 間		平成 20年度 ~				平成 26年度				
病 院 の 現 状	病 院 名	士別市立病院								
	所 在 地	北海道士別市東11条5丁目3029番地1								
	病 床 数	一般病床 200床 療養病床30床 (平成23年5月より 一般病床 179床 療養病床 20床 に見直し)								
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、精神神経科、麻酔科								
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>士別市内の医療施設の特徴として、病院は市立病院の1施設のみであり、市内で開業している診療所は8施設ありますが、多くの診療所は診療科目が内科などに特化するとともに、外来診療のみを行っている状況にあります。</p> <p>このようなことから、市立病院は広範囲な診療科目を設けるとともに、一次医療から二次医療、そして急性期医療を担うとともに救急医療型療養病床にも対応するなど、地域の基幹産業として大変重要な役割を果たしているところであり、地域の医療を充実していくためにも地域の基幹病院としての役割を担っております。</p> <p>しかしながら、平成19年度末で13億2015万円になったため、病院の「基本理念と基本方針」に基づき、「質の高い医療を提供し、市民に信頼される病院」を今後とも運営するために、ガイドラインに沿った新たな「改革プラン」を策定したところですが、依然として医師、看護師不足の影響もあり、改革プランと21年度決算及び22年度決算見込みを比較して、収支状況が大きく乖離していることから、病院規模の再度縮小を行うなど「病院経営改革プラン」の見直しを図るものであります。</p>								
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		一般会計における経費負担金については、繰出基準により繰出しを行っていますが、平成20年度以降は新たなルール化を行い、病院経営の基盤強化を図ります。								
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
	経常収支比率	86.8	113.4	98.3	98.8	96.1	96.5	96.7	96.7	単位:%
	医業収支比率	84.3	88.3	92.8	93.5	86.3	86.9	87.9	88.1	単位:%
	職員給与費比率	55.1	54.3	50.3	49.9	49.9	49.7	48.9	48.2	単位:%
	不良債務比率	39.9	0.0	△ 0.2	△ 1.3	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.8	単位:%
	病床利用率 一般病床	65.4	73.6	73.6	73.6	73.7	73.7	73.7	73.7	単位:%
	病床利用率 療養病床	84.2	96.7	96.7	96.7	90.0	90.0	90.0	90.0	単位:%
	患者1人当たり診療報酬(一般)	32,630	33,000	33,100	33,300	30,800	30,800	30,800	30,800	単位:%
	患者1人当たり診療報酬(療養)	12,414	14,200	14,200	14,200	13,400	13,400	13,400	13,400	単位:%
	患者1人当たり診療報酬(外来)	6,446	6,500	6,550	6,560	7,160	7,160	7,160	7,160	単位:%
上記目標数値設定の考え方		任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択する。								

				団体名 (病院名)	北海道士別市(士別市立病院)				
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
年間延入院患者数	66,686	64,313	64,313	64,313	54,900	54,750	54,750	54,750	単位:人
年間延外来患者数	166,888	159,740	158,436	158,436	153,720	154,350	155,610	154,350	単位:人
数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> 院内保育所の業務を見直し、民間委託を行います。(平成21年度から、単年度2,500千円減) 施設管理(ボイラー)の業務を見直し、民間委託を行います。(平成22年度から、単年度9,000千円減) 							
	事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年8月1日より、一般病床を40床削減し、240床を200床としました。 平成23年5月1日より、一般病床を21床、療養病床を10床削減し199床としました。 							
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> 病院規模の見直し 一般病床を200床に変更しましたが、当面は一般病床を160床とし、療養病床30床と合わせて190床の体制で病院運営を図っていきます。 一般病床160床に見合った職員体制 看護師及び准看護師合わせて実稼動人員128人体制とする(平成20年度から、単年度65,000千円減) コ・メディカル職員 5人(39人→34人へ)(平成21年度から、単年度30,000千円減) 医療技術職の業務見直しにより業種の変更(技師→事務系へ)(平成21年度から) 給与事務(事務局)一部を本庁移管(平成21年度から、単年度 9,000千円減) コ・メディカル職員 1人(34人→33人へ)(平成24年度から、単年度 5,000千円減) 退職者不補充による1名減額(平成26年度から、単年度10,000千円減) 給与の独自削減 現在、給与費の5%減額、管理職手当の一部減額、期末手当0.3ヶ月減額を実施(医師については除く)し、実質7.4%の削減を行っています(平成20年度)。 看護体制の見直し 看護師の夜勤体制の3交代制から2交代制への移行による時間外手当の減少(平成20年度から、単年度4,000千円) 光熱水費、消耗品費、印刷費の経費節減に努めるとともに、購入単価についても精査を行います。 住宅手当の削減(平成22年度～単年度6,000千円減) 外部委託の推進 病棟、外来クラーク業務委託から直営による対応、スポット契約の変更による削減(平成23年度から) 							
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)を更新することにより診断報酬(点数)の増加を見込む(平成21年度から、単年度6,000千円)。 MRI装置の更新により画像診断が出来ることから、エコー診断、血液検査等を合わせて、脳ドック新設の増加を見込む(平成21年度から、単年度6,000千円) クリティカルパスの導入による増加 今後病気ごとによる診療計画書の作成を図っていく。現在は、糖尿患者の2週間入院の診療計画を作成中であり、メリットとして、在院日数が短縮、検査の増収が図られる、医師の負担が軽減される(平成22年度、単年度10,000千円)。 禁煙外来の新設(平成22年度、単年度1,000千円) 特定健診の拡大による増加 当病院も一部の地域から行っていますが、今後、健診地域の拡大を図り、収入の増加を見込みます(平成22年度、単年度2,000千円) 未収金の発生を抑制するとともに、電話催促、訪問徴収等督促体制の強化を図ります。 診療行為の記録漏れ等が発生しないよう努めるとともに、レセプト点検強化、患者保険証の確認強化等により査定減や返戻の防止を図ります。 医療法で定められた標準医師数に対して、医師数が70%を下回ると入院基本料が減額されることから、常勤医、出張医の確保に努めます。 一般会計繰入金について内容を精査し、ルール化を図ります(平成20年度から) 画像診断機器等の有効活用 病院の放射線画像診断機器について民間医療機関等による有効活用を図ります(平成23年度から)。 指導管理料の増 指導管理料の請求に係る医師研修等を実施し、算定ルールの周知徹底を図ります(平成23年度から)。 外来再診料及び各管理加算の取得 一般病床が200床未満になることにより、外来の再診料及び各管理加算の取得を図ります(平成23年度から) 							
その他									
各年度の収支計画	別紙4収支計画のとおり								
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	77.9%	18年度	74.0%	19年度	67.5%		
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> 産婦人科及び小児科の入院中止に伴い、現在休止扱っている40床を廃止し、平成20年8月より一般病床240床を200床とします。 また、医師及び看護師の不足から、当面は一般病床を160床、療養病床30床の計190床の体制で病院運営を図っていきます。 プラン作成時に病床数の見直しを行いました。依然として医師及び看護師不足の影響から一般病床を179床、療養病床20床の計199床とします。 また、当面は一般病床を150床、療養病床20床の計170床の体制で病院運営を図ってまいります。 							

団体名 (病院名)	北海道士別市(士別市立病院)
--------------	----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院に所在する上川北部医療圏には下記の5つの公立病院が開設されている。 名寄市立総合病院 469床 町立下川病院 42床 国保町立和寒病院 38床 名寄東病院 105床 士別市立病院 230床(23年5月より199床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	北海道が本年1月にとりまとめた「自治体病院等広域化・連携構想」を十分に踏まえるなかで、今後、センター病院である名寄市立総合病院との再編・ネットワーク化について検討を進めます。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 詳細は別紙添付 1 具体的な計画が未定 2 の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度	<内容> 士別市立病院とセンター病院名寄市立総合病院の連携にあつては、平成19年4月より小児科医をセンター病院に集約することにより、小児科診療を24時間体制で対応を図ってきたところであるとともに、士別市立病院は外来を出張医体制にした。また、両院の再編・ネットワーク化については平成19年度より協議を行ってきたが、病院の経営上の問題もあり、中断している。このため、改革プランにおいて特例債を活用し経営の立て直しを目指すこととし、平行してセンター病院との再編・ネットワーク化について、上川北部自治体病院等広域化・連携検討会議等において協議し、平成24年度には結論を得ます。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 詳細は別紙添付 1 具体的な計画が未定 2 の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成24年度	<内容> 経営形態については、士別市立病院は地方公営企業法のうち、財務・会計部門のみを適用して(一部適用)経営にあたっておりますが、今後においても直営による経営を基本とするなかで、病院組織、職員の身分についても地方公営企業法を適用する(全部適用)ことにより、経営効率の向上が図られるか士別市立病院運営審議委員会で検討し、平成24年度には結論を得ます。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	「士別市立病院運営審議委員会」において、改革プランの実施状況についての評価を行い、公表いたします。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年9月頃	
その他特記事項		改革プランについては、毎年点検、評価等を行うとされていることから、目標等に達しない場合はゼロベースからプランの見直しを考え、更なる費用の削減、繰入金を増減等をはかると共に、単年度資金不足額の水準(累積ベースの資金不足額解消後(平成27年度以降)は新たな単年度資金不足額を発生させないこと)の達成をはかるとします。	

(別紙)

団体名 (病院名)	北海道士別市(士別市立病院)
--------------	----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度									
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収 入	1. 医業収益 a	3,589	3,305	3,203	3,214	3,228	2,923	2,923	2,932	2,923	2,925
	(1) 料金収入	3,335	3,065	2,961	2,966	2,978	2,677	2,677	2,686	2,677	2,679
	(2) その他	254	240	242	248	250	246	246	246	246	246
	うち他会計負担金	126	116	121	121	121	121	121	121	121	121
	2. 医業外収益	341	292	1,151	366	351	481	458	379	367	362
	(1) 他会計負担金・補助金	316	269	1,109	324	309	449	426	347	335	330
	(2) 国(県)補助金	2	1	19	19	19	16	16	16	16	16
	(3) その他	23	22	23	23	23	16	16	16	16	16
	経常収益(A)	3,930	3,597	4,354	3,580	3,579	3,404	3,381	3,311	3,290	3,287
	支 出	1. 医業費用 b	4,286	3,922	3,626	3,462	3,453	3,388	3,362	3,336	3,318
(1) 職員給与費 c		2,116	1,820	1,740	1,618	1,612	1,460	1,452	1,435	1,410	1,401
(2) 材料費		842	758	626	626	619	598	598	598	598	598
(3) 経費		576	606	627	601	601	583	583	583	583	583
(4) 減価償却費		180	186	177	163	167	159	138	130	134	134
(5) その他		572	552	456	454	454	588	591	590	593	594
2. 医業外費用		225	220	213	179	169	154	142	88	85	83
(1) 支払利息		149	147	143	109	100	92	80	26	23	22
(2) その他		76	73	70	70	69	62	62	62	62	61
経常費用(B)		4,511	4,142	3,839	3,641	3,622	3,542	3,504	3,424	3,403	3,393
経常損益(A)-(B)(C)	▲581	▲545	515	▲61	▲43	▲138	▲123	▲113	▲113	▲106	
特別 損益	1. 特別利益(D)					67	100	100	100	100	100
	2. 特別損失(E)	16	15	15	15	14	11	11	11	11	11
	特別損益(D)-(E)(F)	▲16	▲15	▲15	▲15	53	89	89	89	89	89
純損益(C)+(F)	▲597	▲560	500	▲76	10	▲49	▲34	▲24	▲24	▲17	
累積欠損金(G)	5,010	5,570	5,070	5,079	5,069	5,118	5,152	5,176	5,200	5,217	
不 良 債 務	流動資産(ア)	596	567	573	576	589	588	591	598	595	595
	流動負債(イ)	1,417	1,917	573	570	548	582	580	582	572	572
	うち一時借入金	1,210	1,720	390	385	364	380	379	380	379	379
	翌年度繰越財源(ウ)										
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 不良債務 差引 [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ)(オ)	821	1,320	0	▲6	▲41	▲6	▲11	▲16	▲23	▲23
単年度資金不足額(※)	821	499	▲1,320	▲6	▲35	35	▲5	▲5	▲7	0	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	87	87	113	98	99	96	96	97	97	97	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	23	40	0	▲0	▲1	▲0	▲0	▲1	▲1	▲1	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	84	84	88	93	93	86	87	88	88	88	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	59	55	54	50	50	50	50	49	48	48	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	821	1,320	700	594	459	394	289	184	77	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	23	40	22	18	14	13	10	6	3	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する 法律上の資金不足比率	23	40									
病床利用率	74.0	67.5	76.6	76.6	76.6	75.4	75.4	75.4	75.4	75.4	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度									
		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収 入	1. 企業債	153	0	880	110	63	55	1,131	63	63	63
	2. 他会計出資金	5	6	8	8	8	26	26	26	26	26
	3. 他会計負担金	173	201	271	278	277	275	265	304	313	310
	4. 他会計借入金										
	5. 他会計補助金										
	6. 国(県)補助金										
	7. その他	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	収入計 (a)	337	208	1,160	397	349	357	1,423	394	403	400
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)										
	前年度許可債で当年度借入分 (c)										
純計(a)-(b)+(c) (A)	337	208	1,160	397	349	357	1,423	394	403	400	
支 出	1. 建設改良費	155	7	1	110	63	55	63	63	63	63
	2. 企業債償還金	270	334	525	446	434	392	1,444	417	428	420
	3. 他会計長期借入金返還金										
	4. その他	9	7	8	8	8	27	27	27	27	27
支出計 (B)	434	348	534	564	505	474	1,534	507	518	510	
差引不足額 (B)-(A) (C)	97	140	▲ 626	167	156	117	111	113	115	110	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金				167	156	117	111	113	115	110
	2. 利益剰余金処分量										
	3. 繰越工事資金										
	4. その他										
計 (D)				167	156	117	111	113	115	110	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	97	140	▲ 626								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)											
実質財源不足額 (E)-(F)	97	140	▲ 626								

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収益的収支	(96,773)	(40,839)	(874,407)	(177,018)	(171,790)	(166,000)	(161,000)	(155,000)	(149,000)	(144,000)
資本的収支	442,197	384,757	1,230,260	511,679	496,917	670,000	647,000	568,000	556,000	545,000
	(5,210)	(6,780)	(71,709)	(75,742)	(78,948)	(81,000)	(85,000)	(89,000)	(92,000)	(95,000)
	177,961	207,760	279,166	286,054	285,143	301,000	291,000	330,000	339,000	347,000
合計	(101,983)	(47,619)	(946,116)	(252,760)	(250,738)	(247,000)	(246,000)	(244,000)	(241,000)	(239,000)
	620,158	592,517	1,509,426	797,733	782,060	971,000	938,000	898,000	895,000	892,000

(注)

()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。